

大分県からのお知らせ

平成24年4月1日より

## 事務所登録更新時に業務報告書の添付が必要となります

建築士法第23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに業務の実績等の報告書を作成し、事業年度3ヶ月以内に提出することが義務付けられています。

平成24年4月1日より事務所登録更新申請時に直前に提出した業務報告書第一面の写しの添付が必要となります。申請時に業務報告書を提出していない建築士事務所については誓約書を記載し、登録更新日までに直近1年度分の業務報告書を提出していただきます。

報告書の提出がお済みでない建築士事務所については、速やかに(社)大分県建築士事務所協会まで提出をお願い致します。提出部数は2部、様式については(社)大分県建築士事務所協会のホームページにあります。郵送の提出も可能です。

### 【設計等の業務に関する報告書の報告内容】

第一面 報告書の表書き	第二面 建築士事務所の業務の実績
第三面 所属建築士名簿	第四面 所属建築士の業務の実績
第五面 管理建築士による意見の概要	

### 【報告書の提出先】

(社)大分県建築士事務所協会  
〒870-0004 大分市王子港町 1-17 大分県木材会館 2F  
TEL:097-537-7600

### 建築士法第23条の6（設計等の業務に関する報告書）

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 2 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 3 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限る)
- 4 前3号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

問い合わせ先 大分県土木建築部建築住宅課 TEL:097-506-4679